

(案)

てだこ未来応援員業務用パソコン等賃貸借契約書

本契約について、借借人 浦添市長 松本哲治（以下「甲」という。）と、
賃貸人_____（以下「乙」という。）は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 乙は、別添仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、甲へ賃貸する
パソコン及びプリンタ（以下「機器」という。）を甲に貸し付け、甲は乙に対し
て賃借料を支払うものとする。

(契約期間)

第2条 賃貸借期間は、令和2年__月__日から令和3年3月31日（__ヶ月）と
する。

(賃借料)

第3条 賃借料は_____円（うち消費税及び地方消費税相当額_____円）
とし、月額_____円（うち消費税及び地方消費税相当額_____円）とする。
2 消費税及び地方消費税相当額は支払時点において算出し、その算定に関し
1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとする。
3 第1項に記載された消費税及び地方消費税相当額は、本契約の締結時に適用
されている税率に基づき算定されたものであり、税率の改定その他の事由に
より算定方法に変更が生じた場合は、当該金額は変更されるものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、浦添市契約規則第6条の規定による。

(賃借料の支払い等)

第5条 乙は、月ごとに賃借料月額をその月の翌月に甲に対し書面により請求する
こととし、甲は請求を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。
2 甲は、1ヶ月の途中で賃貸借期間開始、または満了する場合においては、
当該月の賃借料は、日数の日割りで算出し、乙に支払うものとする。

(機器の引き渡し)

第6条 乙は甲が指定する日までに賃貸する機器を完全に使用できる状態にして
甲に引き渡すものとする。
2 乙は、前項の期日までに機器の納入ができないときは、その理由を付して、甲
に引き渡し期日の延期を申し出なければならない。

(履行遅滞)

第7条 甲は、その責めに帰すべき理由により約定期間に賃貸借料を支払わない
ときは、その支払い期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の
支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に
基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を乙に支払うものとする。
2 第6条第2項の規定による引き渡し期日の延期を承認したときは、その申し

出の内容が天災その他不可抗力によるものと甲が認めた場合又は甲の責めに帰すべきものである場合を除き、乙は、引き渡し期日の翌日から引き渡しの日までの日数に応じ、当該遅滞に係る機器の契約期間における賃貸借料の総額につき前項の規定する率で計算して得た額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の額が100円未満であるときは、違約金を徴さないものとする。

(権利義務の譲渡)

第8条 乙は、この契約から生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させる場合は、あらかじめ甲の承諾を得ることとする。

(機器の移転)

第9条 機器を別表に掲げる設置場所から移転する必要がある場合は、甲、乙協議のうえ行うものとする。

2 機器の移転に要する費用は、甲の負担とする。

(機器の保守管理)

第10条 乙は、機器についてメーカー保証期間中の保証適用範囲内の事故においては、同保証を適用するものとし、無料にて修理を行うものとする。

2 乙は、甲の通報に基づき速やかに保障担当技術者を派遣して必要な保守業務を行うものとする。

(善管義務)

第11条 甲は、機器を善良な管理者の注意を持って管理するものとする。

(機器の返還)

第12条 この契約の終了又は契約の解除により機器の返還に要する荷造り及び運送の費用は、その返還が甲の責めに帰する場合は乙が負担するものとする。

(契約の解除)

第13条 甲または乙は、相手方がその責めに帰すべき事由(第14条を除く)により、この契約に定める責務を履行しないときは、契約を解除することができる。

2 前項の場合において、甲または乙は、相手方に対し損害の賠償を請求することができる。

(秘密の保持)

第14条 乙は、業務及び業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約履行上の協議)

第15条 この契約に定めのない事項、または疑義が生じた場合、その都度必要に応じ、甲乙協議して決める。

この契約を証するため本書を二通作成し、双方記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年 月 日

甲 浦添市安波茶1丁目1番1号
浦添市長 松本 哲治 印

乙
印